

# Weekly Report

第 742 号

令和6年4月8日

## 4月から始まる主な制度（その他）

労働・社保・税制以外の主な制度は次のとおりです。

◎相続登記の申請義務化……相続（遺言も含む）によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は「不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内」に相続登記の申請をすることが義務付けられました。施行前の相続で取得した不動産も相続登記をしていない場合は義務化の対象となり、令和9年3月までに相続登記をする必要があります。なお、遺産分割がまとまらない場合などに、簡易に申請義務を履行できる「相続人申告登記」が新設されます。

◎民法（親子法制）の改正……嫡出推定制度が見直され、\* 婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子でも、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は再婚後の夫の子と推定する規定を設ける、\* 女性の再婚禁止期間を廃止、\* 夫のみに認められていた嫡出否認権を子及び母にも認める、など。

◎商標法の改正……\* 他人が既に登録している商標と類似する商標でも、先行商標権者の同意があり、混同が生じるおそれがない場合は併存登録ができる「コンセント制度」を導入、\* 氏名を含む商標でも一定の知名度がある等の要件を満たす場合は、同姓同名の他人の受諾がなくて登録が可能となります。

◎不正競争防止法の改正……\* デジタル空間において他人の商品形態を模倣した商品の提供行為を規制対象にする、\* 他者と共有するビッグデータは、秘密管理されたものも限定提供データとして保護対象にする、\* 不正競争によって利益を侵害された場合の損害賠償額算定規定を拡充、\* 営業秘密の不正な使用等の推定規定を元々アクセス権限のある者（元従業員等）などにも適用する、など。

## 土地の相続登記に係る登録免許税の免税措置

今月から相続登記の申請が義務化されました。相続により土地を取得した場合の相続登記について、本来は土地の価額に対して0.4%の登録免許税が課せられますが、①相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合、又は②不動産の価額が100万円以下の土地である場合は、登録免許税の免税措置が受けられます。

①は登記名義人の被相続人Aから相続により土地を取得した相続人Bが相続登記をしないまま亡くなった場合に、Bを土地の登記名義人とするための相続登記が該当します。また、②は不動産の価額が100万円以下の土地を相続により取得した相続人が相続登記を受ける場合が該当します。

## 公的年金を受給する給与所得者の定額減税

令和6年度税制改正が成立し、定額減税が実施されますが、給与所得者は主たる給与の支払者のもとで6月以後最初に支払われる給与等の源泉徴収税額から控除が行われ、公的年金等の受給者は6月以後最初に支払われる公的年金等の源泉徴収税額から控除が行われます。

公的年金等の支払を受ける給与所得者については、給与等と公的年金等の両方で定額減税の適用を受けることになりますが、確定申告で重複控除の精算を行います。